

先日は令和4年度保険講習会に多数受講していただきありがとうございました。

一部オンライン受講の方には聞き苦しいところがありましたことお詫び申し上げます。原因を究明し、次回は入念な対策を講じて開催したいと思います。

遅くなりましたが当日いただきましたご意見・ご質問の回答は下記の通りです。ご参考になさってください。

○ご意見

- ・行政とは違う丁寧な説明ありがとうございました
- ・いつも分かりやすい解説ありがとうございました。
- ・いつも大変勉強になります
- ・カルテの記載や、労災保険、自賠責保険の内容について、開業前に知っておくべき初歩的な内容が多いように感じました。今後大事になる電子請求や保険証の撤廃についてもう少し詳しく話を聞きたかったです。
- ・また、第2部に関して声が配信にのらない場面が頻回あったため、残念に思いました。次回には改善される事を期待しております。
- ・業界動向が知れてとても参考になりました。
- ・次回も楽しみにしています。大変ためになりました。
- ・部位転がしについても参考になりました。
- ・改めて自分の仕事、柔道整復での保険の取り扱いのなかでの重要、大切な事が聞けて良かったです。
- ・施術録の重要性、受領委任制度は国民の為にあるのだと改めて認識されてもらいました。しっかりと柔道整復師として努めていきます。

○ご質問

Q：整形外科、接(整)骨院で請求内容に違いがあれば認められるのか？（負傷原因は明確）

A：慢性疾患、内科疾患で同部位、近接部位の場合は返戻、不支給になることが多いです。

しかし、明確な原因がありまたは別部位で慢性に至っていない原因のはっきりした負傷であれば再請求又は審査請求してください。

Q：不適切な患者照会が行われた場合、厚生労働省相談窓口へ報告できる事は初耳でしたが、個人院が報告することには躊躇いがあります。社団で、会員・非会員ともに内容を募り提出できる目安箱を設置していただくことを望みます。

A：こういう情報や窓口の設置も組織力があればこそです。ただし、会としては少しでも多くの情報を日整を通じて提出しますので、社団までFAX、メールいただきましたら一緒に厚生労働省相談窓口へ提出いたします。

Q：講習内で使われたレジュメがあると今後見直したい時に助かります。

A：今後検討させていただきます。

Q：多部位、頻回の基準は？

A：厚生労働省の指針は、多部位は3部位以上、頻回は10日以上です。また、90日以上は長期施術と判断しています。

しかし、1部位、10日以内でも患者照会する保険者は多数有ります。このときは厚生労働省相談窓口へ投書してください。

Q：自家施術について

A：・身内や従業員の施術は自家施術にあたりますが施術できないわけではありません。施術録の記載、領収書・明細書の発行、及び一部負担金の徴収はしっかり実施してください。
・同一世帯（住民票は同じだが住居は別、生計も別）は自家施術となります。

Q：労災や自賠責で医科に行ってから来院されたときは、初検料は算定できないのですか？

A：労災自賠責にかかわらず医科からの転医では初検料は算定できます。施療料、特別材料料についてはその必要性が説明でき、申請書にその理由が書かれているのであれば、算定が認められることもあります。当会ではその必要性等も会員に説明、指導しております。

Q：同一月内で複数院での施術は可能か？

A：同じ月内で患者が他院へ通院された場合やまたはその逆の場合、完全に転医されたり、転医されてきたのであれば、同一負傷、同一部位での施術は認められます。ただし、月内のうちに複数の施術所に行ったり来たりを繰り返すことはできません。

さらに、別負傷で別の負傷箇所であれば複数の施術所でも認められます。

この場合の患者照会については保険者の判断ですので一概には言えませんが、患者照会の対象となる可能性は非常に高いと思われます。

Q：請求額減少に関しては様々な要因があると存じますが各団体一致団結し、医科との真剣な意見交換が必要な時と感じます。コロナ禍で医科が赤字4億円から黒字7億円転じたとききます。その間柔整業界は衰退を続けております。業界の存続に関わる大事な時期と存じますので新しい情報等あればご提供のほどよろしく願いいたします。

A：何事の交渉にも組織力は不可欠です。

是非入会していただき一緒に業界をよくしていきましょう。